

兵庫医科大学 学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫医科大学学則第62条及び兵庫医科大学大学院学則第42条に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象となる者)

第2条 この規程において懲戒の対象とする者とは、学部生及び大学院生（以下「学生」という。）をいう。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- 1 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- 2 ハラスメント等、著しく人権を侵害する行為
- 3 学生の本分に背く行為
- 4 本学の名誉を汚す行為
- 5 本学の学則及び規程に違反する行為
- 6 研究倫理に反する行為
- 7 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

(懲戒の内容)

第4条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- 1 戒告 始末書を提出せしめ、文書により注意を与え、将来を戒める。
- 2 停学 始末書を提出せしめ、登校を禁止する。登校を禁止する期間は、有期又は無期とする。
- 3 退学 学生としての身分を失わせる。その場合再入学は認めない。

(調査委員会の設置)

第5条 学長は、第3条記載の懲戒の対象となりうる行為があったと思料するときは、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その事実関係を調査する。

- ② 学長は、前項の行為が教育課程の履修に関するものである場合は、学部長・研究科長に事前の事実関係の確認を命ずるものとする。
- ③ 学部長・研究科長は、事前に事実関係の確認結果について、委員会に資料を添えて報告するものとする。

(委員会の任務)

第6条 委員会は、学長から付託された事案について、公正かつ中立な立場で次に掲げる事項について審議を行う。

- 1 懲戒事由に該当する事実の存否及び内容
 - 2 懲戒の種類及びその程度
 - 3 その他懲戒を行う上で必要な事項
- ② 委員会は、必要に応じて事実関係の調査を行うものとする。

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 学部生の場合

- 1 副学長 1名 (学長指名)
- 2 学部長 1名 (学長指名)
- 3 教務部長 1名 (学長指名)
- 4 学生部長 1名 (学長指名)
- 5 大学事務部長
- 6 学長が必要と認めた者 (事案の内容に応じて、その都度学長が指名)

(2) 大学院生の場合

- 1 副学長 1名 (学長指名)
- 2 研究科長 1名 (学長指名)
- 3 学生部長 1名 (学長指名)
- 4 大学事務部長
- 5 学長が必要と認めた者 (事案の内容に応じて、その都度学長が指名)

- ② 委員長は、副学長とする。
- ③ 委員は、学生と親族関係並びに事案に関係のある場合など公平な審議を行うことが困難であると認められる場合は、委員になることができない。

(弁明の機会)

第8条 委員会は、対象となる学生に対し、書面又は口頭により弁明の機会を与える。

- ② 学生は、弁明の必要がある場合、指定された期日までに弁明書を委員会に提出、又は委員会で口頭陳述することができる。
- ③ 当該学生が、書面又は口頭により弁明の機会を与えられたにもかかわらず、弁明を実施しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(学長・教授会への報告)

第9条 委員長は、審議が終了したときは、速やかに事実関係についての調査報告書を作

成し、学長に報告しなければならない。

- ② 委員会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(自宅待機)

第 10 条 学長は、学生を就学させることが適当でないと認める場合には、必要な期間、自宅待機を命じることができる。

- ② 前項の自宅待機に係る期間は、在学期間として扱う。

(懲戒処分の決定及び効力)

第 11 条 学長は、大学運営会議並びに当該教授会の意見を聴き、懲戒処分の決定を行う。

- ② 懲戒処分の効力は、学生又は保証人に対し懲戒処分内容を記載した懲戒処分通知書(以下「通知書」という。)を交付したときに発生するものとする。
- ③ 前項の通知書を手渡しできない場合においては、学生又は保証人の届出住所に通知書を発送するものとし、発送日の翌日から起算して2日を経過した日に交付したものとみなす。

(停学処分の取扱)

第 12 条 停学期間は学長が定め、停学期間は在学期間とする。

- ② 停学期間中の学生は、授業に出席することはできないが、授業料は納付しなければならない。
- ③ 停学と進級・卒業認定、大学院生は満期退学及び修了との関係に問題が生じた場合は、学部生は学生部長及び教務部長、大学院生は学生部長及び研究科長が、委員会の委員長と協議の上、学長に具申し、適切な措置をとることができる。

(懲戒対象者の退学及び休学願の取扱)

第 13 条 第 3 条に掲げる行為を行った学生が退学願・休学願を提出した場合、委員会が当該行為に対する調査を実施している期間及び懲戒処分が確定するまでは、学長はこれを受理しない。

(停学期間中の指導)

第 14 条 停学中の学生に対する教育的指導は、当該学生の所属学部・研究科等が担当するものとする。

(無期停学の解除)

第 15 条 学部長・研究科長は、無期停学の処分を受けた学生について、前条の教育的指導

の結果を勘案し、停学処分の解除が妥当と認めた場合は、学長に無期停学の解除を申請することができる。

- ② 学長は、前項の申請を受け、調査委員会に諮問し、教授会の意見を聴き、無期停学の解除の決定を行う。

(懲戒処分の概要の公表)

第 16 条 学長は、必要ある場合においては、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに学年等の被処分者の属性に関する情報を、個人を識別されない内容のものとするを基本として公表する。

- ② 学長は、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、又は軽微な事案である場合等においては、前項の規定に関らず、公表内容の全部又は一部を公表しないものとする。

(事務)

第 17 条 学生の懲戒に関する事務は、大学事務部においてこれを行う。

(改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、学長が発議し、大学運営会議の意見を聴き、常務会が行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、2022 年 4 月 1 日から施行する。